

白川町名誉町民条例施行規則をここに公布する。

令和8年6月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第13号

白川町名誉町民条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白川町名誉町民条例（昭和44年白川町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定の承諾)

第2条 町長は、条例第3条の規定により名誉町民を選定しようとするときは、あらかじめ本人の承諾を得るものとする。ただし、選定しようとする者が死亡しているときは、この限りでない。

(表彰状等の授与)

第3条 条例第4条に規定する表彰状及び名誉町民徽章（以下「表彰状等」という。）の授与は、町長が適当と認める方法により行う。

2 選定された者が死亡しているときは、表彰状等をその遺族に贈ることができる。

(徽章の様式)

第4条 条例第4条に規定する名誉町民徽章の様式は、町長が別に定める。

(公示)

第5条 条例第4条に規定する公示は、名誉町民として選定された者の氏名、主要な事績その他町長が必要と認める事項を、白川町広報に掲載することにより行うものとする。

(名誉町民台帳)

第6条 町長は、名誉町民に関する事項を記録するため、名誉町民台帳（様式第1号）を備え付け、これを保存しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

名 誉 町 民 台 帳

推挙番号（登録番号） 第 号

項 目	記録内容
氏名	
生年月日	年 月 日
住所又は住所があった地	
主要な事績	
選定・同意等の記録	選定年月日 年 月 日 議会同意 年 月 日（第 回定例会）
死亡年月日又は追贈の別	<input type="checkbox"/> 生前選定（死亡年月日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 没後追贈